

議案第7号

里庄町介護保険条例の一部改正について

里庄町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月5日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

第8期里庄町介護保険事業計画の策定に伴う介護保険料率の改定により、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町介護保険条例の一部を改正する条例

里庄町介護保険条例（平成12年里庄町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「31,200円」を「33,600円」に改め、同項第2号及び第3号中「46,800円」を「50,400円」に改め、同項第4号中「56,160円」を「60,480円」に改め、同項第5号中「62,400円」を「67,200円」に改め、同項第6号中「74,880円」を「80,640円」に改め、同項第7号中「81,120円」を「87,360円」に改め、同項第8号中「93,600円」を「100,800円」に改め、同項第9号中「106,080円」を「114,240円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「18,720円」を「20,160円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「18,720円」を「20,160円」に、「31,200円」を「33,600円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「18,720円」を「20,160円」に、「43,680円」を「47,040円」に改める。

附則第6条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則
（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第6条の改正規定は、公布の日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の里庄町介護保険条例第2条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 改正後の里庄町介護保険条例附則第6条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。